

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：農業用ため池の管理及び保全に関する法律

規制の名称：農業用ため池の届出／防災上重要な農業用ため池（特定農業用ため池）に係る行為制限、防災工事の施行、裁定による管理

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農村振興局防災課

評価実施時期：令和6年10月～令和7年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

令和2年10月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等が定められた。決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、都道府県知事が防災重点農業用ため池として指定し、防災工事等の集中的かつ計画的な推進が図られているところである。また、事前評価時に想定されていなかった影響は発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

農業用ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として、依然として重要な役割を果たしている施設である。

従前、

- ① 権利者の世代交代が進み所有者や管理者が不明になるなど権利関係が複雑化するとともに、
- ② 農業者の減少や高齢化による管理組織の弱体化に伴い、日常の維持管理が適正に行われないおそれが生じる

などの管理及び保全上の課題が生じていた。

事前評価後も依然としてこれらの課題は継続しているものの、本法の施行後は、

- ① 法に基づく届出により所有者及び管理者の情報が整理できたことや、
- ② 国及び地方公共団体並びに農業用ため池の所有者及び管理者の責任の所在を明確化したこと

により、農業用ため池の管理及び保全の適正化が進んでいるところである。

一方で、近年の災害の頻発化・激甚化により農業用ため池の被災リスクは依然として高く、現在も農業用ため池の管理及び保全に関する制度の重要性は変わっておらず、現在もこのベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

本法には、附則第5条に「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との規定があり、令和6年度が法施行後5年目に当たる。

このため、農林水産省においては、全ての都道府県及びため池数の多い239市町村に対し、ため池管理保全法や農業用ため池の管理保全施策の施行状況等に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施したところである。また、本法の施行状況の点検・検証のため、学識経験者等からなる有識者委員会を設置し、令和6年9月に点検・検証結果がとりまとめられた。

この点検・検証の結果、本法に規定されている制度等は、各都道府県及び市町村においておおむね適切に施行されており、農業用ため池の維持管理もおおむね適正に行われていると考えられることから、現時点において、本法は改正する必要があると考えられるとされたところである。

（１）農業用ため池の届出

本法では、農業用ため池について、その所在地、所有者・管理者等に関する情報を正確に把握し、適切な行政措置が講じられるようにする必要があるため、所有者等に都道府県知事への届出を義務付けており、令和6年6月末時点で全国の民間が所有する農業用ため池9.7万か所について届出がなされている（届出を行う必要がある農業用ため池の99.9%が届出済み。）。

この届出制度により、行政機関がため池ごとの所有者等を把握し、管理の責任の所在を明確化することができたことから、農業用ため池の適正な管理及び保全を推進するため、当該届出制度は引き続き必要である。

（２）行為制限

本法では、特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を制限する必要があるため、土地の形状の変更等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けるものとされており、令和5

年 12 月末までに全国で 68 件の申請がなされている。

この行為制限は、特定農業用ため池の構造に影響を及ぼすおそれのある行為を行政機関が事前に確認できるため、ため池の保全に寄与するものであり、引き続き必要である。

（３）防災工事の施行

本法では、所有者等が、特定農業用ため池の防災工事（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策及び廃止工事）を実施する場合には、事前に工事計画を都道府県知事に届出することを義務付けており、令和 5 年 12 月末までに 477 か所の特定農業用ため池で防災工事計画が届出されている。

また、所有者等が必要な工事を実施しない場合や、工事内容が不適切な場合には、都道府県知事が工事命令や変更命令を行うことができるものとしており、令和 5 年 12 月末までに工事命令や変更命令の実績はない。また、1 か所の特定農業用ため池で県による防災工事の代執行が行われている。

大雨や地震等の甚大な災害が各地で頻発する中、農業用ため池における防災・減災対策の必要性が高まっており、本制度は、防災工事が適切に行われるために引き続き必要である。

（４）裁定による管理

本法では、特定農業用ため池について、適正な管理が行われず、所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）の確知もできないものについては、都道府県知事の裁定を経て、市町村が管理権限を取得できるものとしている。

所有者が確知できないため池については、管理者を明確化し、市町村により実施する管理行為に法的根拠を持たせるという観点から、本制度は引き続き必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

防災工事について、命令に従って施行する場合には工事費用等が発生し得るが、本法に基づき防災工事の施行を命令した実績はない。今後、防災工事の施行を命令した際には遵守費用が発生し得るが、防災工事の実施を含め当該ため池が適正に管理されていれば、遵守費用は発生しないと考えられる。

なお、各種の届出・申請の書類作成については、農業用ため池の届出や制限行為の許可申請等に係る事務が考えられるが、いずれも届出書や申請書に記入し提出するものであり、遵守費用について事前評価時の推計からかい離はないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

行政費用について、①都道府県においては、i) 届出・申請の受理、ii) 防災工事に関する事務（工事計画の内容確認、工事に対する補助、工事命令の発出、代執行（ただし、費用は、所有者等から徴収することが可能））、iii) 裁定手続の実施等の事務、②市町村においては、裁定申請や管理権限を取得後の管理について、それぞれ事務負担が発生し得る。ただし、ため池の状況の把握や工事の施行など、従来の職務の一環として行われてきた事項について追加の行政費用は発生していないと考えられる。

なお、法制定当初、所有者等が不明なため池が多かったことから、届出すべき者の特定にあたっては、登記簿の確認や法定相続人の調査等による所有者の探索、聞き取り調査、現地確認等の事務負担が生じたが、当該事務は本法の有無に関わらず、本来、農業用ため池の把握に必要な事務である。また、当該事務は所有者等が判明した段階で不要となるものであり、本法に基づく届出は令和6年6月時点において99.9%が完了していることから、今後は当該事務に係る費用はほとんど発生しないものと推定される。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

- ・届出制度の創設以前に行政機関が把握していた農業用ため池の数は、受益面積0.5ha以上のため池9.6万か所であり、また、その97%の管理者を把握していた。農業用ため池の届出制度の創設により、受益面積0.5ha未満の農業用ため池を含めて、農業用ため池の総数が15.1万か所であり、そのほぼ全てのため池の所有者や管理者を確認することができた（令和6年6月末時点で、届出を行う必要がある農業用ため池の99.9%が届出済み。）。
- ・本法による防災工事の法定化に加え、令和2年10月に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、防災重点農業用ため池の防災工事（廃止工事を含む。）の集中的かつ計画的な推進が図られているところであり、防災工事の着手数は、本法制定前の平成30年度末時点では約1,800か所だったが、令和5年度末時点では約4,200か所に増加した。
- ・市町村が裁定によって施設管理権を取得した実績はないが、農業用ため池の届出を実施すべき

者の特定を進めた結果、管理者が不明な農業用ため池の数が減少した。

- ・アンケート調査では、全ての都道府県、97%の市町村がため池管理保全法が施行されたことを「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答しており、評価する点としては、「農業用ため池の管理・保全体制が明確化され、強化されたこと」、「ため池所有者や行政の役割分担が明確化されたこと」等が挙げられている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本法の施行により、農業用ため池の所有者や管理者が判明し、豪雨や地震等が発生した際における農業用ため池の被災の有無の報告体制が整備されたことから、豪雨や地震等による農業用ため池の被災が頻発する中でも、被災したため池に対する二次被害発生防止のための措置が迅速かつ適切に実施できるようになった。また、所有者や管理者、行政の義務が明確化され、農業用ため池の適正な管理及び保全が推進されたことによって、農業用ため池及びその周辺の被災防止に繋がっている。

このことは、農業用ため池の防災・減災に寄与しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化し表現することは難しい。

（参考１）豪雨や地震等によるため池の被災件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	905	385	368	501	489

（参考２）ため池の災害復旧費用（被害査定額）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
費用（億円）	101	77	59	82	88

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

農業用ため池は、本来、利水を目的とした施設であるが、洪水防止、地下水涵養、気候緩和、生態系等自然環境の保全、良好な景観の形成、防火用水等地域用水としての活用等多くの多面的機能を有している。

アンケート調査では、全ての都道府県、74%の市町村が、「農業用ため池の多面的機能が発揮されている」と回答し、理由としては、「保全活動を通じて農業用ため池の水生生物等の多様性が保たれている」、「農業用ため池の貯留機能を活かし、洪水調節機能が発揮されている」、「農業用ため池の水が防火用水として利用されている」等が挙げられている。

よって、本法の施行により、農業用ため池の適正な管理及び保全が図られ、多面的機能の発揮に寄与しているものと考えられる。

なお、事前評価時に意図していなかった負の影響は生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本法の施行により、農業用ため池の届出等の事務負担に係る遵守費用が発生しているが、ため池の所有者等を把握し、管理の責任の所在を明確化することができたことから、農業用ため池の適正な管理及び保全に大きく寄与している。近年の災害の頻発化・激甚化により農業用ため池の被災リスクは依然として高く、現在も農業用ため池の管理及び保全に関する制度の重要性は変わっていない。

また、アンケート調査において、全ての都道府県、97%の市町村がため池管理保全法が施行されたことを「評価する」又は「どちらかといえば評価する」と回答しており、本法の施行は行政機関から高く評価されている。さらに、有識者委員会における点検・検証において、管理保全施策はおおむね適切に講じられており、本法は改正する必要がないと考えられるとの結果を得ている。

以上により、農業用ため池の適正な管理及び保全を推進するため、引き続き本法による規制を維持することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。